

保護者 様

令和3年1月18日

亀岡市教育委員会
教育長 神先 宏彰
亀岡市立東輝中学校
校長 川勝 哲也

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の発令を踏まえた
学校教育活動等の指導や対応及び臨時休校等について（お知らせ）

平素は、亀岡市教育行政及び学校運営にご理解とご協力いただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染者の急増を受け、首都圏に続き、京都府を含めた7府県に対しましても、令和3年1月13日（水）に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく緊急事態宣言が発出されました。

学校教育活動につきましては、保護者のご協力をいただきながら感染症の拡大防止対策を講じた上で、取組内容や方法の充実を図っているところでありますが、緊急事態宣言の発令を受け、生徒の学習保障のために、改めて感染症の拡大防止対策の徹底が必要となります。

つきましては、指導や対応の徹底と生徒や教職員が感染した場合の臨時休校の措置等を下記のとおりとしますので、一層のご理解とご協力をお願いします。

記

1 健康管理について

家庭生活において、手洗いの励行、マスクの着用、3密の回避など、基本的な感染防止対策を実施いただき、十分な睡眠、バランスの良い食事など生活リズムを整えて、健康的な生活を心がけさせください。

2 学校生活について

(1) 各教科の指導

感染症防止対策を講じてもお感染のリスクが高い学習活動は一時的に停止します。教科毎に配慮事項の徹底を図ります。

(2) 部活動

自校の部員のみによる活動とし、対外的な活動については大会等も含め禁止とします。平日及び休日の活動時間の短縮は別途お知らせします。

(3) その他

マスクの着用、手洗い（ハンカチ等の持参）、アルコール消毒、換気、3密の回避を引き続き徹底します。

3 学校外での生活について

緊急事態宣言の対処方針を踏まえ、20時以降の不要不急の外出は控えさせていただきます。

4 臨時休業について

生徒及び教職員が感染した場合、教育委員会と学校長が連携し、保健所等と相談の上、状況に応じて臨時休業の有無や期間、対象学級や学年等を決定します。臨時休業に係る対応につきましては、学校より連絡します。

5 感染者について

生徒が感染した場合、治癒（医師及び保健所の判断）するまで出席停止となります。

6 濃厚接触者について

感染者と濃厚接触があった翌日から2週間の出席停止となります。
また、PCR検査の結果が陰性と確認されても期間は短縮はしません。
なお、気になる症状等があれば、かかりつけ医に相談してください。